

市原青年矯正センター視察報告書

1. 視察の概要

令和 6 年 9 月 11 日 13 時から、第二東京弁護士会刑事法制・刑事被拘禁者の権利に関する委員会が、市原青年矯正センターを訪問した。

2. 施設の概要説明

(1) 沿革・職員について

ア 沿革

市原青年矯正センターは、令和 5 年 4 月に発足した。

市原青年矯正センターの建物自体は、もともと市原刑務所の一部だったものである。この建物が、市原学園という少年院として利用され、さらにその後、少年刑務所（おおむね 26 歳未満の受刑者を収容する施設）である市原青年矯正センターとして利用されるようになった。

具体的な経緯は、以下のとおりである。

「法制審議会（少年法・刑事法）部会 諮問第 103 号に対する答申案」（令和 2 年 10 月）別添 3 において、「1 若年受刑者を対象とする処遇内容の充実」が求められた。具体的には、「刑事施設において、少年院の知見・施設を活用して、若年受刑者（おおむね 26 歳未満の受刑者）の特性に応じた処遇の充実を図ること。」が必要とされた。そこで、少年院ではないものの「特に手厚い処遇が必要な者に……少年院と同様の建物・設備を備えた施設に収容し、社会生活に必要な」ことを習得させる処遇を行う施設を誕生させることとなった。

こうして、少年院であった市原学園を、少年院としてのノウハウ等を利用して少年刑務所として利用することとなり、市原青年矯正センターが誕生した。

イ 職員について

市原青年矯正センターには、約 70 名の職員が所属している。各職員が、それぞれ、福祉専門官（2 名）・作業専門官（1 名）・刑務官（約 50 名）・教育専門官（12 名）・就労支援専門官（1 名）・医師（2 名）・看護師（正看護師 1 名・准看護師 1 名）という役職についている。また、上記約 70 名の職員の中には専門資

格を有する者がおり、社会福祉士（3名）・精神保健福祉士（1名）・公認心理士（4名）・介護福祉士（2名）が所属している。

同センターの職員は、役職を示す腕章のついた制服を着ており、全員名札を付けている。

こうした職員の名札着用は、職員の身元が特定されうる点で避けられており、全国で職員が名札を着用しているのは3件程度である。

同センターの職員が名札を着用しているのは、同センターが若年層を被収容者としていることから、教育的観点を重要視しているためである。

すなわち、同センターでは、教育的観点から、被収容者と職員が対等、または、職員がやや上の立場に立つことが意識されており、被収容者が名札も参考に職員をさん付けで呼び、職員も同様に被収容者をさん付けで読んでいる。

こうした取り組みの影響で、被収容者が、職員のことを、自発的に先生と呼ぶことがある。

ウ 収容者及びその内訳等

（1）収容対象者

同センターの収容対象者は、①おおむね26歳未満の男子受刑者で、②執行すべき刑期がおおむね5年以下の③知的障害等を有する、または、これに準ずるものをして、社会適応のための訓練を必要とする被収容者を収容している。

（2）収容者数

令和6年9月11日時点の収容者数は27名である。内訳としては、懲役刑の者が27名であり、禁固刑の者はいない。

（3）年齢・学歴等・罪名・収容期間

年齢別人員は、同センターが若年層を対象としていることもあり、19歳（1名）、20歳（3名）、21歳（2名）、22歳（3名）、23歳（8名）、24歳（4名）、25歳（6名）となっている。平均年齢は22.9歳である。

被収容者の最終学歴としては、高等学校卒業（6名）、高等学校中退（8名）、中学校卒業（8名）、特別支援学校高等部卒業（3名）、特別支援学校高等部中退（2名）となっている。

被収容者の障害状況は、知的障害(11名)、知的障害の疑いのある者(3名)、発達障害(1名)である。また、被収容者のIQは、最高86、最低54、平均68である。被収容者の主な罪名としては、窃盗(9名)、詐欺(9名)、強盗(4名)である。被収容者の刑期は、最長5年6月、最短1年8月、平均2年10月である。

(4) 仮釈放率

仮釈放率は、令和6年において、3名が申請しているが、許可された者は0名となっている。

エ 作業及び教育更生のためのプログラム等について

(1) 刑務作業等と改善指導の割合

刑務作業等と改善指導の割合は5:5となっている。平均的な刑事施設では9:1となっていることと比べ、同センターでは改善指導の割合が高くなっている。

刑務作業として、被収容者それぞれの状態に合わせて、①機能向上作業(社会復帰に向けた身体機能および認知機能の維持又は向上を目的とするもの)②農園芸作業・提供作業(一人だけでなく、集団で作業し、協調性やコミュニケーション能力の醸成を図るもの)③職業訓練(福祉的就労や、一般就労を目指し、能力を身につけるもの)がある。

(2) 教育プログラム

同施設では、特別改善指導、一般改善指導、教科指導を実施している。

特別改善指導では、薬物依存離脱指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、被収容者の罪名として多い詐欺・窃盗等の犯罪類型に特化したプログラムを実施している。

一般改善指導は、ライフスキル指導(基礎・応用)、ビジネススキル指導や、認知機能・身体能力向上指導、自己理解指導、障害特性指導、課題解決能力向上指導などがある。

その他にも、一般改善指導には、文字により自身の心身の状況を把握し、対応したり、自身の言動を振り返り自己改善を促すことを目的とする、日記指導がある。同指導は、文字による対話という認識のもと、職員による被収容者に対する働きかけに寄与している。日記指導の中では、自身の状況を文字で

表現し辛い場合に備えて、顔文字で自己の状況を表現させることもある。また、こうした日記指導と合わせて、面接指導や集会指導も実施されており、多様な形で職員が被収容者に対する働きかけを実施している。

さらに、コグトレーニングという、指先の感覚等を養い、身体機能向上を図るトレーニングも実施されていた。同トレーニングは、専門書を参考に実施されている。訪問の際には、複数名がペアやグループとなって、新聞紙で作った棒をバトンのように使用して、一人で片手を用いてその棒を回し投げて握んだり、互いに同時に投げて渡しあったり、集団で輪を作り同時に隣のものに投げて渡しあうなどしていた。

また、他の専門的な指導として、アサーショントレーニングという、意見の伝え方をテキストを用いて学び、対人関係のコミュニケーション能力向上を図るものや、ビジョン T という、視覚機能向上を目指す指導も実施しているとのことであった。

こうした一般改善指導により、被収容者の身体機能向上や、障害に関する指導も実施することで、円滑な社会復帰を図っているとのことであった。

教科指導では、被収容者ごとに学習の進度等に差があるため、PC の教育ソフトを使用し、それぞれが学習を進めている。分からぬ部分があれば手を挙げて職員に質問したり、職員が被収容者一人一人に「大丈夫ですか。」と声をかけ、被収容者が「大丈夫です。」と答える場面なども見られた。

その他にも、学校の授業のように、集団で同じプリントの問題を解く方式や、社会におけるネットのトラブルを題材に、被収容者に考えさせ意見を述べさせるものも実施されていた。これら 2 つの指導では、被収容者が自発的に手を挙げて意見を述べたり、意見を求められると自分なりに意見を述べる場面も見られた。

(3) 社会復帰支援等

上記 (2) のような社会復帰を意識した指導以外にも、入所時に関係機関から被収容者の情報提供を受けたり、入所時に専門スタッフ等と被収容者の面接がなされている。また、こうして把握された被収容者の特性も考慮しながら、精神障碍者保健福祉手帳の取得や、就労面接等の実施も行っている。そして、出所に向けて、同センターと医療機関等関係機関で、これまで把握されてきた

被収容者の情報を共有したり、矯正処遇・社会復帰支援に係る実施状況の引継ぎが行われている。

こうした活動の一環として、被収容者の住民票を同センターが存在する市原市に移し、市原市役所と連携して養育手帳を取得すると言った活動もなされている。同センターによると、こうした活動のために自治体との連携は、自治体ごとに差があるとのことであった。

同センターでは、今年度3名が出所予定であるところ、帰住先や就労先への不安などに対応できるようにしているとのことであった。具体的には、本人の意思も尊重しながら、必要な福祉サービスを受けられるようにしたり、家族や身元引受人との関係性を調整するなどの対応をしているとのことであった。

3. 施設内見学

(1) 体育館

学校の体育館と同程度の大きさがあった。カリキュラムとして運動の時間があり、そうした際に使用することだった。

また、集会や、職員を含む被収容者との混成チームでのバレーボール大会を開くなど、行事のために利用されることもある。

(2) 面会室

面会室は、1室用意されており、アクリル板による仕切りがあった。家族と面会する際には、体育館を使用し、仕切り等のない環境で話すことも可能とのことだった。

(3) 面接室

面接室は、アクリル板がなく、丸テーブルを囲んで直接対面できる形式だった。

(4) グラウンド

桜の並木が植えられており、広さはサッカーが可能な程度に広かった。運動をする際に使用することであった。

(5) 畑

現在は、土壌を作っている段階とのことであったが、畑として今後利用するためのスペースが、グラウンドの隅に用意されていた。

(6) プール

同センターの前身が少年院であった名残として、プールが設置されている。広さは、学校に用意されている 25m プールと比べ、レーンが削減されているなど、小型になっている。

同センターでは、現在でも夏の時期に、被収容者が水泳をする機会があり、その際には職員もプールに入り指導することがあるとのことであった。

こうしたプールの設備や水泳の実施は、全国的にも珍しいとのことであった。

(7) 居室

居室は、鍵のかからない個室になっている。居室内に便所及び洗面台は備わっておらず、被収容者は共用スペースにある便所や洗面台を使用する。

居室の備品の特徴としては、収納付きベッドとアラーム機能の付いた時計が与えられている。これは、日常の衣類や、季節外の衣類を被収容者自身で管理させたり、起床時に被収容者自身がアラームを設定して起床することで、被収容者に時間管理能力を養わせることを目的とする。同センターでは、起床時に職員が号令をかけることがなく、被収容者がそれぞれ設定したアラームで起床し、集合するということが、実際にされているとのことであった。

4. まとめと感想

市原青年矯正センターは、20 代前半までの知的障害等を有する者が収容対象者である。そのために、被収容者が、その能力により社会復帰できるように、自発的に考え・反省させ行動できる能力を付けさせようと改善指導に注力していた。そして、改善指導は、被収容者が指導を受け入れやすいように穏やかな雰囲気を作り、また、日ごろから職員と被収容者の良好な関係を作り、その効果が発揮するようになっていた。このように、同センターでは、改善指導について様々な工夫がされており、被収容者の社会復帰を支えたいという意欲が強く見受けられた。

特に、個々の被収容者の障害等の特性に応じるため、その特性の把握や、特性に応じた指導方法などが複数の方法が用意されている点は、被収容者が円滑に社会復帰することについて、他の施設では必ずしも得られない多大な効果を挙げているのではないかと感じた。

被収容者が職員とコミュニケーションをとる中では笑顔も見られ、同センターが意識する穏やかな雰囲気作りや、職員と被収容者の信頼関係構築が効果を実際に効果を挙げていることを感じた。

こうした雰囲気の影響か、被収容者と職員の関係性が、管理者と管理されている者などというものでなく、共に社会復帰を目指し歩んでいく関係性にあると感じられた。

以上